

番号	質 問	回 答	回答月日
1	<p>公告等配布された資料で各所に「仕様書」との表現がありますが、仕様書は要求水準書と読み替えてよろしいでしょうか。もし別途資料がありましたら配布のほどお願いいたします。</p>	<p>「仕様書」とは、募集要項 13 契約手続等 (1)業務内容に関する協議 に記載のとおり、会津若松市上下水道局が示した要求水準書及び受託候補者が提出した業務提案をもとに作成されるものです。</p> <p>「要求水準書」とは、要求水準書 1 総則 の記載のとおり、本業務を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に求める業務の水準等を定めたものであり、「仕様書」と「要求水準書」は同じものではありませんので、読み替えはできません。また、別途の資料もございません。</p>	8月24日
2	<p>本質問書の回答はホームページに掲載することになっています。受託者の提案に関することで、他社より技術的かつ戦略的で優位性を得ることを目的に、質疑回答の非公開を希望した場合、認めて頂けるのでしょうか。</p>	<p>募集要項 6 質問書の受付及び回答 (3)回答方法 に記載のとおりであり、質疑回答の非公開を希望されても認められません。</p>	8月24日
3	<p>資料名：募集要項(P5) 7参加意向申出書の提出等 (4)提出書類 No.5財務状況確認書類 質問内容：キャッシュフロー計算書の用意のない企業は、提出しなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。中小企業は、キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられておらず、弊社は作成しておりません。キャッシュフロー計算書のほか提出が求められている貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書は用意が可能です。</p>	<p>キャッシュフロー計算書作成の義務のない企業の場合は、提出の必要はありません。</p>	8月24日
4	<p>資料名：募集要項(P5) 7参加意向申出書の提出等 (4)提出書類 No.8類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類 質問内容：契約書の写しは、発注者及び受注者の記名押印がある鑑のほか、類似する業務内容が記載された頁のみ提出する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	8月24日
5	<p>資料名：募集要項(P6) 8業務提案書の提出等 (6)業務提案書作成上の注意点 ①、② 質問内容：表紙と各項目の開始頁の受付番号の取り扱いについて、再確認させてください。「様式第7号その1及び様式第7号その2」は、貴市により受付番号が記載され、「様式第7号(別添1～16)」は、参加事業者が記載する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式第7号その1、その2及び別添1～16中の受付番号については、会津若松市上下水道局で記入いたしますので、空白のまま提出ください。</p>	8月24日

番号	質 問	回 答	回答月日
6	資料名：募集要項(P7) 8業務提案書の提出等 (6)業務提案書作成上の注意点 ④ 質問内容：「袋とじ」とは、内容を差し替えすることができないような状態との理解のもと、ステープラー等でとめて袋とじを行い製本する理解が間違えていないことを再確認させてください。	お見込みのとおりです。	8月24日
7	資料名：募集要項(P10) 14その他留意事項 (5) 質問内容：「委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。」とあります。これは共同企業体等で参加するグループに該当する内容であり、単独で参加する企業には該当しない内容との理解でよろしいでしょうか。	「委任先を設ける」とは、会津若松市入札参加資格申請において、入札及び契約等の権限を委任する相手方として支店長等を指定し、市に申請した場合を指します。 貴社が、上記申請において委任先を設けているか否かについて、申請内容をご確認ください。	8月24日
8	資料名：業務提案書提出用封筒の作成方法 質問内容：業務提案書8部を、ゆうパック(箱)で郵送することを予定しています。その際の必要記載事項と押印の方法をご教示ください。	業務提案書提出用封筒の作成方法に記載を参考に、ゆうパックの依頼表中「お届け先」に①の宛先、「ご依頼主」に貴社名、「品名」に「会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託提案書」と記載ください。業務提案書提出用封筒に、様式第1号から様式第4号、様式第8号から様式第10号までを入れたものを封印し、業務提案書と一緒に送付してください。	8月24日
9	資料名：契約付加条項 第23条 質問内容：昨今の社会情勢より調達品の変動が激しくなっています。特に薬品については激しく高騰しています。しかし、契約付加条項 別紙(第23条)関係では流入下水水量の変動についての記述はありますが、単価についての記述がありません。契約付加条項 第23条 1(1)より「日本国内における物価水準の変動により…委託料の額が不相当と認めるとき」との記載から、薬品単価についても物価変動の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書 別紙2別表11の物価変動リスクに基づき受託者と協議するものといたします。	8月24日
10	資料名：契約付加条項 第34条(施設改良等) 第4項 質問内容：「ただし、発注者が受注者に対し別段の指示を行った場合はこの限りではない。」とありますが、この別段の指示とは、発注者と受注者との協議の上で決定された内容による指示との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8月24日
11	資料名：契約付加条項 別紙(第23条)関係 質問内容：社会経済状況の変化に伴う物価変動による場合、電力価格の変動の条項を契約初年4月より適用されると認識してよろしいでしょうか。	令和5年4月からの履行期間内にて適用いたします。	8月24日

番号	質 問	回 答	回答月日
12	<p>資料名：要求水準書(P7) 7業務要求水準 (2) 運転管理業務における要求水準 (3) 調達管理業務に関する事項 イ 電力の調達管理 質問内容： 2022年8月現在の電力会社の単価及び燃料費調整費で算出すると昨年度と比べ、数千万円の増額が見込めます。本業務委託は委託上限額が定められており、そのうち電力料金を多くを占めております。公正な提案見積を作成するにあたり、電力料金の設定金額を開示していただけますでしょうか。</p>	<p>各業務内容の積算根拠については開示しておりません。</p>	8月24日
13	<p>資料名：要求水準書(P8) 7業務要求水準 (2) 運転管理業務における要求水準 (3) 調達管理業務に関する事項 オ 調達費用の負担 質問内容：昨今の社会情勢より、固定費、変動費問わず調達品の変動が激しくなっています。とくに燃料、電力、薬品について激しく高騰しています。契約付加条項 第23条1(1)より「日本国内における物価水準の変動により…委託料の額が不相当と認められたとき」とあります。固定費、変動費の単価についても対象となるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の調達費用に係る、委託料の額の変更については、要求水準書記載(P8)のとおり、変動費（電力・薬品類）のみといたします。変動費については、別表11の物価変動リスクに基づき受託者と協議するものといたします。</p>	8月24日
14	<p>資料名：要求水準書(P10) 7業務要求水準 (3) 保安全管理業務における要求水準 (5) 補修業務に関する事項 質問内容：4年間の補修・修繕工事費は公共下水道処理場と農業集落排水処理場の内訳はありますか。</p>	<p>内訳書はございますが、開示しておりません。</p>	8月24日
15	<p>資料名：要求水準書(P30) 別表3-2ア) 会津若松市下水浄化工場水質試験 質問内容：平日とは地方公共団体の休日以外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約付加条項（案）第3条(7)にて休日等とは土曜、日曜、祝祭日、年末年始の休業期間（12月29日から1月3日）としていますのでそれ以外の日を平日といたします。</p>	8月24日
16	<p>資料名：要求水準書(P14) 別紙1「6. 履行期間を通じて委託する業務」の補足事項 (6) 自家用電気工作物に関する事項 質問内容：契約書等の発注図書に、自家用電気保安業務の実施方法等についての記載がありません。契約後、別途覚書等により取り交わす認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	8月24日
17	<p>資料名：様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号 P1. 3. 4. 5. 6. 7. 26. 33. 34 質問内容： 様式集にある提出書類に関して押印の必要性について、再確認させていただきます。申請者欄に印がない様式には押印の必要はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	8月24日

番号	質 問	回 答	回答月日
18	資料名：様式第3号、様式第4号 P3～P4 総括責任者調書、副総括責任者調書 質問内容：(注1)に示された記載の資格を証明する書類の写しとは以下3点の認識でよろしいでしょうか。 ①下水道第3種技術検定等の資格証 ②在職証明書(経歴書) ※社内認定 ③契約書等の写し ※本質問書【質問4】のとおり、鑑と該当箇所のみ添付	①「下水道法施行第15条の3の資格取得に必要な実務経験年数を確認できる卒業証明書」「下水道第3種技術検定の資格証」又は「技術士法による二次試験の合格証等」のいずれか ②下水道法施行令第15条の3の資格及び総括責任者や副総括責任者に求められる実務経験年数が確認できる在職証明(経歴書) ※社内認定 ③総括責任者や副総括責任者に必要とされる実務経験が確認できる契約書、要求水準書、仕様書等の鑑及び該当部抜粋	8月24日
19	資料名：様式第9号 P29～32 提案見積に係る積算内訳書 質問内容：提案見積に係る積算内訳書は委託契約約款 別紙2委託料内訳書の項目にあわせて作成するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8月24日
20	資料名：募集要項(P7) 8業務提案書の提出等 (6)業務提案書作成上の注意点④ 質問内容：A4判縦置き横書き左綴で作成し、袋とじにて提出することとありますが、印刷面は両面の提出でもよろしいでしょうか、ご教示ください。	片面印刷、両面印刷のどちらでも構いません。	9月1日
21	資料名：契約付加条項 第23条委託料の変更 (1) 質問内容：「日本国内における物価水準の変動により委託料の額が著しく不相当となったと認めるとき、又は予期することのできない特別な事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったと認めるとき。」とありますが、不相当となる基準(変動率等)についての記載がありません。契約後、発注者と受注者で基準値について都度、協議させていただくとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	9月1日
22	資料名：要求水準書(P11) (5)未利用地等の利活用における要求水準 ④未利用地等の位置図に関する事 添付図5、6 質問内容：未利用地等の範囲について再確認させてください。添付図5では、白塗りの範囲(目標利用面積25m×20m)を指し、添付図6では、赤塗り範囲(8m×9m、12m×10.5m、8m×9m)を指す認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	9月1日

番号	質 問	回 答	回答月日
23	<p>資料名：要求水準書(P11) (5)未利用地等の利活用における要求水準 ③会津若松市下水浄化工場未利用地等に関する事項 ア水処理棟の東側土地等の情報</p> <p>質問内容：土地の整備：事業者の費用負担により、事業に必要な整備等（資機材等を含む）を行うこととありますが、下水汚泥肥料等を活用した土壌改良等により農作物を試験栽培するなど、当該資源の有効性や利用方法を見出し、持続可能な事業とするためには圃場の造成が必要となります。入手困難な黒土や畑土の確保等について、市上下水道局の対応策をご教示ください。</p>	<p>別途協議といたします。</p>	<p>9月1日</p>
24	<p>資料名：要求水準書(P11) (5)未利用地等の利活用における要求水準 ⑥留意事項に関すること</p> <p>質問内容：未利用地等の運用に係る経費についての考えをお示してください。</p> <p>例えば、受託者が農地利用とする提案を行った場合の整地費用や、一般市民への貸出する際のホームページ上への広報費用、未利用地利用者に対する安全対策費用等については発注者と受注者の協議の上、経費負担が決定されるものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書 7 (5) ⑥ ア及びウ に記載のとおりの場合には、協議の対象となります。</p>	<p>9月1日</p>
25	<p>資料名：要求水準書(P42) 別紙1 別表5-3 (5)調達管理に関する事項</p> <p>質問内容：照明関係に水銀灯がありますが、国際連合による環境問題に関する条約「水銀に関する水俣条約（日本政府が命名）」2017年には正式に発行され2021年1月1日より製品の製造・輸入が禁止されています。調達は不可ですので除外との認識でよろしいでしょうか。また、今後発生する水銀灯の廃棄処分については発注者にて行っていただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>調達不可のものは除外とし、代替品での調達をお願いいたします。</p> <p>廃棄処分については、事案が発生した時点での別途協議といたします。</p>	<p>9月1日</p>
26	<p>資料名：要求水準書(P43)別紙1 別表8(8)その他業務等に関する事項（受注者の業務範囲）</p> <p>質問内容：昨今の社会情勢より、ガソリン等の燃料価格が上昇し、しさ及び脱水汚泥運搬・処分の費用も同様に高騰しています。しさ及び脱水汚泥運搬・処分の費用は、別紙2 リスク分担の物価変動リスクおよび契約付加条項第23条1項(1)に該当するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	<p>9月1日</p>